

# 新しい学習指導要領における「法やきまり」に関する主な内容が位置付くまで

## 【改正の背景】

- ・科学技術の進歩
- ・情報化、国際化

- ・少子高齢化
- ・核家族化

- ・価値観の多様化

- ・社会全体の規範意識の低下

### 教育基本法の改正（平成18年12月）

#### <教育の目標>

（第2条・三）…(略)…公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

### 学校教育法の一部改正（平成19年6月）

#### <義務教育の目標>

（第21条・一） 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

### 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成20年1月）

#### 〔学習指導要領改訂の基本的な考え方—道徳教育の充実・改善—〕

子どもたちに、基本的な生活習慣を確立させるとともに、社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を、発達の段階に応じた指導や体験を通して、確実に身に付けさせることが重要である。その際、人間としての尊厳、自他の生命の尊重や倫理観などの道徳性を養い、それを基盤として、民主主義社会における法やルールの意義やそれらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが大切である。

### 新しい学習指導要領における「法やきまり」に関する主な内容

—小・中学校学習指導要領（平成20年3月告示）及び高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）—

#### <総則>

- ◆小学校
  - ・社会生活上のきまりを身に付ける。
- ◆中学校
  - ・法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画する。

#### <社会>

- ◆小学校
  - ・社会生活を営む上で大切な法やきまり(3・4年)
  - ・国民の司法参加(6年)
- ◆中学校
  - ・裁判員制度、契約の重要性(公民的分野)

#### <道徳>

- ◆小学校
  - ・社会生活上のきまりを身に付ける。(1・2年)
  - ・集団や社会のきまりを守る。(3・4年)
  - ・法やきまりの意義を理解する。(5・6年)
- ◆中学校
  - ・法やきまりの意義を理解し、主体的に社会の形成に参画する。

#### <特別活動>

- ◆小・中学校
  - ・集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動(学級活動、児童会活動、生徒会活動等)

#### <公民>

- ◆高等学校
  - ・現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度からの理解
  - ・法の支配と法や規範の意義及び役割
  - ・司法制度の在り方
  - ・法に関する基本的な見方や考え方
  - ・裁判員制度
  - ・経済活動を支える私法に関する基本的な考え方

# 学校教育における「法」に関する教育の推進

児童・生徒の規範意識を醸成するとともに、主体的に社会の形成に参画する資質・能力を育成するために、小・中・高等学校における「法」に関する教育の推進が求められています。

学校における「法」に関する教育は、各教科や道徳、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて体系的に推進することが重要です。そのため、現在、東京都教育委員会は、各学校段階における「法」に関する教育のカリキュラムを作成しています。

このリーフレットでは、「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像を明らかにして実践した、小学校の道徳と社会の事例を紹介します。

## 今なぜ、「法」に関する教育なのか？

—「法」に関する教育が求められる背景—

### 「事前規制社会」

行政改革

規制緩和

### 「事後チェック社会」

自由で公正な社会の実現のために求められること

- あらかじめ紛争を防止し、紛争が発生した場合にも、法に基づいた妥当な解決を図ること。
- 法によって自らの権利が守られていることだけでなく、他人の権利も自己の権利と同様に尊重しなければならないこと。
- 主権者として、法やルールを定める過程に積極的に参加すること。
- 国や地方公共団体の活動などの公共的な事柄について参加すること。

など

規範意識の低下

価値観の多様化

※法務省・法教育研究会「報告書」を参考に作成

## 「法」に関する教育の推進



「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

「法」の意義  
や役割の理解  
に重点をおい  
た授業構想

- <「法」に対する興味・関心>
  - 身の回りには、自分たちの生活にかかわる様々な約束やきまりがあることを感じ、興味・関心をもつ。
- <「法」に対する知識・理解>
  - 身の回りには、みんなが利用するものや場所があり、それらを共有していることを理解するとともに、みんなが気持ちよく生活するためには、約束やきまりが必要であることを理解する。
- <「法」に基づき社会の形成に参画する態度>
  - みんなが気持ちよく生活するための約束やきまりがあることを意識して、それを守って行動しようとする。

資料名  
オレンジ色の  
おいしい木のみ  
<学研>  
「みんなのどうとく2年」

山の鹿たちは、秋に山の南斜面の木にオレンジ色の実がなるのを楽しみにしている。そのため、子鹿のマー君は、父母から新芽であるやわらかい葉を食べてはいけないと言われていた。しかし、やわらかな葉が出始めたころ、マー君は父母の言うことを守らないで、葉を食べてしまった。最初は躊躇していた友達のモコちゃんも、そして翌日には大勢の仲間たちも食べてしまった。月日がたち、マー君たちは、とうとうほとんどの葉を食べ尽くしてしまった。山の鹿たちが楽しみにしていた秋になると、オレンジ色の木の実が一つも実っていなかった。

ねらい:約束やきまりの大切さを考えるを通して、約束やきまりを守ろうとする心情を育てる。

導入

身の回りには、どのような約束やきまりがありますか。

- 廊下を静かに歩く。
- 給食の前に手を洗う。
- 信号が赤のときには、横断歩道を渡らない。

展開

「法」の意義  
や役割の理解

「こころのノート」を活用し、約束やきまりを守ることができた経験を振り返る。

二つの発問を通して、約束やきまりの大切さを考える。

約束やきまりの意義や役割について、ワークシートに記入する。

木の葉を食べているとき、マー君はどのような気持ちだったのでしょうか。

- 少しだからいいや。
- おいしいな。

モコちゃんが「しばらく考えた。」とありますが、どのようなことを考えたのでしょうか。

- 本当に大丈夫かな。
- 約束したのに。
- おいしいのかな。

秋になり、木の実が一つも実っていなかったとき、マー君やモコちゃんはどのようなことを思ったのでしょうか。

- 食べなければよかった。
- 他の鹿に迷惑をかけた。
- 少しだけ食べただけなのに。
- 約束を守ればよかった。

毎日の生活の中で、守ることができた約束やきまりには、何がありますか。

- 登下校のときに、交通ルールを守れた。
- 遊ぶときに順番が守れた。
- 友達との約束の時間が守れた。

私たちが生活する中で、どうして約束やきまりはあるのでしょうか。

- 自分を守るため。
- 友達が困らないため。
- 周りの人が嫌な気持ちにならないため。
- みんなが気持ちよく過ごすため。

終末

「どのようなきまりにも、きまりができた理由があります。」「きまりを守ることが大切です。さらに、それだけではなく、きまりができた理由についても考えて生活をしましょう。」

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

司法に能動的に  
参加するための知識や  
考え方の獲得  
に重点をおい  
た授業構想

- <「法」に対する興味・関心>
  - 自分たちのくらしは、生涯を通じて政治と深くかかわっていることに気付くとともに、国や地方公共団体の政治の働きの基になっている法を身近なものに感じ、興味・関心をもつ。
- <「法」に対する知識・理解>
  - 自分たちのくらしは、法に基づく国や地方公共団体の政治の具体的な働きにより、生活の安定と向上が図られていることや司法の働きを理解する。
- <「法」に基づき社会の形成に参画する態度>
  - 自分たちのくらしと国や地方公共団体の政治の働きとのかかわりから、国民の権利と義務を主体的にとらえるとともに、国民の司法参加の在り方について考えていこうとする。

単元の構成  
(12時間)

1 「練馬区では、私たちの税金はどのようなことに使われているのか。」  
<5時間>  
○区役所や区の関係施設への調査や取材活動、パンフレット等の収集

2 「私たちの願いを実現するために、国の政治にはどのような仕組みがあるのか。」  
<2時間>  
○三権の働き、三権相互の関連

3 「裁判員制度とはどのような制度なのだろうか。どうして裁判員制度ができたのだろうか。裁判員制度とどのようにかかわっていくのか。」  
<5時間>

本時のねらい: 裁判員制度が導入された理由について理解し、裁判員制度に対する自分のかかわり方について考えていこうとする。

学習問題

どうして、このような裁判員制度ができたのだろうか？

考える

裁判員制度ができた理由について考え、話し合う。

司法に能動的に  
参加するための知識や  
考え方の獲得

これまでの裁判は、法律の専門家だけだったので、くわしいけれど難しい表現があり、国民に分りにくいところもあったし、時間もかかったから。

裁判官の意見だけではなく、国民の意見を反映させて裁判をした方が分かりやすく、よりよい判決を下せると思うから。

調べた事実から自分の考えをまとめる。

私は裁判が分かりやすくなるだけかと思っただけで、確かに私たちと同じような人が裁判に参加すれば、みんなが、事件や裁判に関心をもつようになるかもしれない。

そうなのか、さまざまな人が参加すると、事件をいろいろな立場でとらえることができるのか。

友達の発表や資料を踏まえて、分かったことをまとめる。

資料「裁判員制度導入の理由」から分かったことを話し合う。

- ・これまでの裁判は、詳しいけれど難しいとの指摘があった。
- ・裁判官と国民がそれぞれの知識や経験を生かして一緒に判断する。
- ・司法について分かってもらい、信頼される裁判にするため。  
(児童のワークシートから)

国民の司法参加について、自分の考えをワークシートに記入する。

裁判員制度に対する自分のかかわり方について考え、話し合う。

表現する

ほくは、この学習をして、裁判員を将来、経験してみたいと思いました。でも実際、判決を下すのは責任が重くて、大変なことだと思います。

今の私には、知識も経験もないので裁判員がつとまるか不安です。でも、これから自分なりに少しずつ裁判などについて学んで、責任をもって判断ができるようになりたいと思います。

今、すぐに答えはでないけれど、裁判員制度とどのようにかかわっていったらよいか、考えていこうと思います。

※本事例は、平成22年1月21日、練馬区立大泉第六小学校で開催された「法」に関する教育シンポジウムにおいて、公開授業として実践されたものです。